最終更新日：2016年12月16日
アジア航測株式会社
代表取締役社長 小川　紀一朗
問合せ先：総務・人事部（044-969-7230）
証券コード：9233
http://www.ajiko.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

1．基本的な考え方
近年、コーポレート・ガバナンスの重視と行動が求められている中、公共事業を主体とする当建設関連業界においても公正性と透明性を追求し、その上で市場環境の変化に耐え得る経営基盤の構築が不可欠となっております。
当社は、このコーポレート・ガバナンスに立脚して、情報サービス事業と建設コンサルタント事業を主体とする優良な技術サービスを提供することで顧客の信頼性を高め、企業価値の向上を目指しております。これらを実現するために経営の基本方針として、経営の透明性、客観性を一層高めるため、内部監査体制の強化と情報開示の充実を進めつつ、顧客、株主を含めたステークホルダーから評価される経営を目指しております。

2．基本方針
【株主の権利・平等性の確保】
当社は、株主の権利行使のために必要な情報について、適時適切に開示を行うとともに、どの株主もその持ち分に応じて平等に取り扱うよう配慮しております。
【株主以外のステークホルダーとの適切な協働】
当社は、当社を取り巻く社内外の様々なステークホルダーとの協働を通じて、中長期的な企業価値の向上を目指しております。
【適切な情報開示と透明性の確保】
当社は、法令に基づき、経営や財務の適時的確な情報開示を行うとともに、その他の情報に関してもウェブサイトやマスメディア等を通じた積極的な情報発信に努め、ステークホルダーに対する会社の透明性を確保しております。
【取締役会の責務】
当社は、経営理念に基づく長期ビジョンを掲げ、その達成に向けて中期経営計画を策定することで、企業戦略の方向性を示しております。
当社は、経営の意思決定機能と、執行役員による業務執行を監督する機能を取締役会が持つことにより、経営効率の向上と的確かつ戦略的な経営判断が可能な経営体制をとることで、ガバナンスの強化を図っております。
当社は、経営に外部からの客観的かつ中立的な監督機能を持たせるため、社外役員を導入し、幅広い見識を経営の意思決定に活かしております。
【株主との対話】
当社は、当社経営に関する情報提供を適切に行うことで、株主を含めたステークホルダーに対し広く平等に当社に対する理解を得るよう努めております。また、株主との対話を通して、その意見を当社の企業価値向上に活かしております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則1－2－ 4】
当社は、直近の機関投資家や海外投資家比率等を勘案し、議決権の電子行使や招集通知の英訳を採用しておりません。今後、株主構成の変化等が生じた場合には、状況に応じて検討を進める方針です。

【補充原則3－1－2】
当社は、ホームページに会社情報及び事業・製品情報等を英文で公開しておりますが、海外投資家比率等を勘案し、英文による株主総会招集通知の開示は行っておりません。今後は、株主構成の変化等が生じた場合、状況に応じて検討を進める方針です。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1－4．いわゆる政策保有株式】
当社の政策保有株式の保有方針及び議決権行使基準については以下のとおりです。
1．政策保有株式に関する方針
・当社は、空間情報ビジネスの可能性に挑戦し、成長しつづけるグローバル企業となるために、国内外問わず様々な企業との協力関係が必要であると考えております。
・中長期的な企業価値の向上、事業戦略上の重要性、投資額等を総合的に勘案し、政策的に必要とする株式は保有する方針です。
・取締役会は、毎年、主要な政策保有株式について中長期的な経済合理性等を検証し、保有目的及び合理性を確認します。
2．政策保有株式に係る議決権の行使基準
・政策保有株式の議決権は、当該投資先企業の経営方針の尊重を前提として、その議案の内容を精査し、当社への利益、社会的責任に資するものか否かを判断の基準とし、適切に行使します。

【原則1－7．関連当事者間の取引】
当社は、当社及び株主共同の利益を害することのないよう、取締役会規定等に基づき、取締役との競業取引及び利益相反取引については、取締役会の承認等を要するものとし、主要株主等との取引については、その規模や重要性に応じて、取締役会の決議事項、報告事項としております。

【原則3－1．情報開示の充実】
コーポレート・ガバナンスの取組み及び方針に関する情報開示の内容は、以下のとおりです。
(i)会社の目指すところ（経営理念等）や経営戦略、経営計画
当社のホームページに「会社情報」及び「経営方針」等を公表しております。
(ii)コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
1）コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方
本報告書「1．基本的な考え方」のとおりです。

2)コーポレート・ガバナンスに関する基本方針
本報告書「2. 基本方針」のとおりです。
(iii)取締役の報酬を決定するに当っての方針と手続
1)方針
取締役の報酬は、固定報酬及び業績連動報酬により構成しております。固定報酬は役職に応じた月額報酬、業績連動報酬は役員賞与であり、会社業績等を総合的に勘案し決定しております。
2)手続
月額報酬は、株主総会において決議された報酬限度額の範囲内において、上記方針に基づき決定しております。また、役員賞与は、当該事業年度の業績等を勘案して株主総会において決定しております。
(iv)取締役候補の指名を行うに当っての方針と手続
1)方針
・取締役(監査等委員である取締役を除く。)候補の指名は、候補者のこれまでの経験、実績及び専門性等を総合的に勘案して指名しております。
・監査等委員である取締役候補の指名は、当社の事業に精通する者、企業法務に関する相当程度の知見を有する者及び財務・会計に関する相当程度の知見を有する者を指名しております。
2)手続
当社は、上記方針に基づき取締役会の決議により候補者を指名しております。
(v)取締役候補の指名を行う際の個々の指名の説明
「株主総会招集通知」等に開示しており、当社のホームページにおいて公表しております。

【補充原則4－1－1】
・取締役会は、法令及び定款等に基づく決議事項を「取締役会規定」に明確に定め、経営上重要な事項を判断・決定しております。
・当社は、経営の意思決定、監督機能に特化した取締役会と、経営方針を受けて業務執行に関する討議・伝達機関としての執行役員会に分け、機能と責任の明確化による経営管理の強化を図っております。

【原則4－8. 独立社外取締役の有効な活用】
当社は、会社を取り巻く環境、規模、事業特性等を踏まえ、独立社外取締役3名を選任しております。

【原則4－9. 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】
・取締役会は、社外取締役の独立性について会社法上の要件及び株式会社東京証券取引所が定める独立性基準を踏まえ、一般株主と利益相反にあたる可能性があるか否かといった観点等から、「社外役員独立性基準」を定めております。
・独立社外取締役の候補者については、候補者の独立性及びこれまでの経験、実績及び専門性等を総合的に勘案し選定しております。

【補充原則4－11－1】
・当社は、取締役の選任に当たっては、当社の事業に精通する者または専門的な知見を持つ者を取締役候補者として指名しており、規模については経営効率の向上及び的確かつ戦略的な経営判断を推進できる体制を基本方針としております。
・取締役の候補者については、上記の基本方針に基づき取締役会において十分に検討した上で株主総会に取締役選任議案を上程しております。

【補充原則4－11－2】
各取締役の重要な兼職状況は、「株主総会招集通知」等に開示しており、当社のホームページにおいて公表しております。

【補充原則4－11－3】
当社の取締役会は、当社「コーポレートガバナンス・コード」を踏まえ、取締役会の果たすべき役割・責務等の実効性について分析・評価しております。
各取締役は、取締役会全体の実効性等について自己評価(アンケート)を行い、その自己評価を踏まえ取締役会にて分析・評価を実施いたしました。その結果、当社の取締役会は実効性が確保されていることを確認しております。

【補充原則4－14－2】
・当社は、取締役に幅広い知識取得の機会を継続的に提供しております。
・取締役就任時は、上場会社の取締役として期待される役割・責務、関連法令、リスク管理及びコンプライアンス等に関する知識習得を目的とする研修を実施しております。

【原則5－1. 株主との建設的な対話に関する方針】
株主の皆様との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する方針は、以下のとおりです。
・株主の皆様との対話全般については、最高財務責任者が統括し、IR担当部門が開示資料の作成や必要な情報の共有等、関係部門と連携し、適時適切な情報発信や建設的な対話に取り組みます。
・株主の皆様から寄せられた意見等は、取締役及び関係部門が共有し、当社経営戦略のレビュー等に活用します。
・当社は、企業情報開示委員会を設置し、関係部門と連携しながら、適時かつ公正、適正に情報開示します。また、インサイダー情報については、法令及び社内規定に基づき適正に管理しており、社内教育等を継続的に実施することにより情報管理を徹底しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
西日本旅客鉄道株式会社	5,112,000	27.46
復建調査設計株式会社	4,470,000	24.01
日本国土開発株式会社	1,650,000	8.86
TDCソフトウェアエンジニアリング株式会社	700,000	3.76
アジア航測社員持株会	549,446	2.95
株式会社オオバ	351,000	1.89
株式会社静環検査センター	250,000	1.34

新日本空調株式会社	213,000	1.14
関電不動産開発株式会社	196,075	1.05
中部電力株式会社	196,075	1.05

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	9 月
業種	空運業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	10 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	4 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	3 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
坪根　英慈	他の会社の出身者							○	○			
杉山　友康	学者								△		△	
青木　智子	弁護士								○			
藤田　裕	公認会計士								○			

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
坪根　英慈			西日本旅客鉄道株式会社　執行役員　鉄道本部技術企画部長	西日本旅客鉄道株式会社における豊富な経験・知見を活かし、当社社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断したため。
杉山　友康		○	国立大学法人　京都大学大学院　工学研究科　特定教授	防災・減災や自然災害リスクに対する専門知識や経験を活かし、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断したため。 当該社外取締役本人及びその近親者は、現在及び過去において当社経営陣から独立した存在であり、一般株主との利益相反が生じるおそれがないことから、独立役員として指定している。
青木　智子	○	○	弁護士	企業法務の専門知識と経験を活かし客観的な立場から当社を監査するため。 当該社外取締役本人及びその近親者は、現在及び過去において当社経営陣から独立した存

				在であり、一般株主との利益相反が生じるおそれがないことから、独立役員として指定している。
藤田　裕	○	○	公認会計士 辻・本郷税理士法人副理事長 辻・本郷ビジネスコンサルティング株式会社　監査役	企業会計の専門知識と経験を活かし、客観的な立場から当社を監査するため。 当該社外取締役本人及びその近親者は、現在及び過去において当社経営陣から独立した存在であり、一般株主との利益相反が生じるおそれがないことから、独立役員として指定している。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性 更新

	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	委員長（議長）
監査等委員会	3	1	1	2	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	なし

現在の体制を採用している理由

当社は現在監査等委員会の職務を補助すべき使用人を選任しておりませんが、監査等委員会が選任を求めた場合には、監査等委員会と協議の上、兼務使用人を配置できるものとしており、当該使用人は、取締役からの独立性を確保することとしております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

会計監査人と取締役、監査等委員会及び社内関係部署は、会計監査及び四半期レビュー報告等の機会に十分な連携を確保しております。また、監査等委員会は、会計監査人、内部監査部門と連携し、業務執行状況等の確認を行い、情報共有を図っております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【独立役員関係】

独立役員の人数	3 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	その他

該当項目に関する補足説明

役員報酬額はそれぞれの役割と責任に応じて決定しています。なお、役員持株会への拠出による株価連動型報酬（自社株取得目的報酬）を導入しています。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の総額と、監査等委員である取締役の総額に分けて記載しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び監査等委員である取締役の報酬は、株主総会において決議された報酬限度額の範囲内において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は一定の基準に基づき、監査等委員である取締役は当該取締役の協議により決定しております。
取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、平成27年12月17日開催の第68回定時株主総会決議において月額15百万円以内と決議されております。
監査等委員である取締役の報酬限度額は、平成27年12月17日開催の第68回定時株主総会決議において月額3百50万円以内と決議されております。

【社外取締役のサポート体制】

総務・人事部が事務局となり取締役会資料の事前配布を行う等、取締役会審議の円滑化を図ると共に、常勤の監査等委員である社内取締役と他の監査等委員である取締役が情報の共有を密にすることにより、連携を強化しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）更新

当社は、監査・監督機能強化のため、監査等委員会設置会社に移行しております。監査等委員は、取締役会規定と執行役員会規定で両役員会への出席を定め、また、必要に応じて重要な会議等へ出席することとしている他、会計監査人、取締役、内部監査部門の使用人その他の者に対して報告を求めることができるよう、監査等委員会規定に定めております。また、監査等委員会は必要に応じていつでも他の取締役又は使用人に報告を求めることができることとし、代表取締役社長と常勤の監査等委員である取締役は、原則として月一回の意見交換会を実施しています。
なお、社外取締役は4名（取締役（監査等委員である取締役を除く。）に2名、監査等委員である取締役に2名）選任しており、取締役会に対する十分な監視機能を発揮しています。
また、当社は、経営の意思決定機能と執行役員による業務執行を管理監督する機能を取締役会が持つことにより、経営効率の向上と的確かつ戦略的な経営判断が可能な経営体制をとっています。取締役会あるいは社内規定に基づいて行われた重要な方針決議を受けて、その執行を徹底すること、並びに迅速、円滑な業務執行を図り、業務執行状況の報告を定期的に行うため、全執行役員、常勤監査等委員等からなる執行役員会を原則として毎月1回開催しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、平成27年12月17日開催の第68回定時株主総会での決議をもって、監査等委員会設置会社に移行しております。本移行は、委員の過半数が社外取締役で構成される監査等委員会の設置により、業務執行の適法性及び妥当性の監査・監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスの更なる充実を図ることを目的としております。
なお、監査等委員である取締役のうち社外取締役2名は、それぞれ当社との人的関係、資本的関係、または取引関係その他の利害関係において当社の一般株主との利益相反が生じるおそれがないため、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	定時株主総会を12月中旬に開催しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	東証開示資料の他、適宜必要な情報を掲載・更新	
IRに関する部署（担当者）の設置	総務・人事部	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	ISO14001を新百合本社にて認証取得 環境省「エコ・ファースト制度」認定 CSRレポートをホームページで公開

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社における内部統制システムに関する基本方針については、会社法第362条第４項第６号に基づき取締役会で決議しており、その内容は以下のとおりであります。

1．当社及び当社子会社における取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
1）当社及び当社子会社は、取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制として、「取締役規定」、「就業規則」、「アジア航測グループ役職員行動規範」を策定し、その旨を当社グループの全役職員に周知する。
2）当社グループは、当社及び当社子会社のコンプライアンス経営に資するため、「コンプライアンス委員会規定」（「ユニット・コンプライアンス委員会運用細則」、「社内相談・通報に関する運用細則」を含む）を策定し、コンプライアンス体制を構築する。

2．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
当社は、取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制として、「社内諸規定管理規定」、「経理規定」、「文書保管保存規定」及び「内部情報管理規定」を策定し、これに従う。

3．当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制
1）当社は、損失の危険の管理に関する規定その他の体制として、「リスク管理規定」において当社グループが事業を遂行する上でのリスク管理を規定し、航空機運航、コンプライアンス等に係るリスクについては、各リスク管理関係部門により当社子会社を含めて管理する。
2）当社は、災害等の緊急事態に陥った際に無計画な指示・行動に起因する混乱を回避し、業務の早期回復を行うために、「アジア航測グループ災害リスク対応マニュアル」を策定し、当社及び当社子会社における危機管理対応がとれる体制とする。
3）当社の内部監査部門は、各リスク管理関係部門の適正性及び適切性について、独立した立場から監査を実施し、その結果を社長と監査等委員会に報告する。

4．当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
1）当社及び当社子会社は、取締役の職務が適正かつ効率的に行われることを確保する体制として、「組織・職務権限規定」、「取締役会規定」等を策定し、取締役の担当（分掌）については適宜自社の取締役会にて決定の上、権限範囲と責任を明確にする。
2）当社は、当社子会社に対して、「組織・職務権限規定」、「取締役会規定」等について指導し、自律的に策定させることにより、当社子会社における当該体制を構築させる。

5．当社子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
1）当社は、当社子会社に取締役を１名以上派遣するとともに、当社子会社に対して、自社の取締役会及び業績状況等について定期的に当社へ報告させる。
2）当社は、当社子会社において重要な事象が発生した場合には、当社へ報告させる。

6．当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
1）当社及び当社子会社は、それぞれが自律的に業務の適正を確保するための体制を構築することを基本としつつ、当社が適切に当社子会社の管理及び支援を行うことにより、当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保する。
2）当社は、当社子会社の役員（取締役）選任及び重要事項について、当社の稟議決裁及び取締役会の承認を経て行い、当社グループ全体における業務の適正を確保する。
3）当社は、当社子会社のモニタリング等を定期的に行うとともに、当社子会社に対して、必要に応じてコンプライアンスに関する事項について助言等を行う。
4）当社は、当社子会社の役職員を含め、当社が設置するコンプライアンス委員会事務局相談窓口及び社外弁護士相談窓口を利用できることとする。

7．当社の監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
1）当社は、当社の監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、監査等委員会と協議の上、兼務使用人を配置できるものとし、監査等委員会の職務が適切に行われるようにする。
2）当社は、兼務使用人の人事について、任命、異動、人事考課を含め監査等委員会と事前に協議を行い、同意を得た上で決定するものとし、取締役からの独立性を確保する。

8．監査等委員会に報告するための体制及び報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
1）当社グループは、「社内相談・通報に関する運用細則」において、当社グループの全役職員が当社の監査等委員会に対して直接通報を行うことができることを定める。
2）当社は、当社の監査等委員会へ報告を行った当社グループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの全役職員に周知する。

9．当社の監査等委員会の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
当社は、監査等委員会がその職務の執行について必要な費用の前払い等の請求をした場合には、当該監査等委員会の職務の遂行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

10．その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
1）当社は、その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制として、「監査等委員会規定」、「監査等委員会監査等基準」を策定する。社長と常勤の監査等委員である取締役は、原則として月一回の意見交換会を実施する。
2）当社は、監査等委員会の職務の遂行に当たり、監査等委員会が必要と認めた場合には、弁護士、公認会計士、税理士等の外部専門家との連携を図ることができるものとする。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況
1）当社は、反社会的勢力への対応として、不当な要求を受けた場合は、安易な金銭的解決を図ることなく毅然とした態度で対応する旨、「アジア航測グループ役職員行動規範」に定め、周知徹底する。
2）当社は、日頃より警察、弁護士等の外部専門機関との連絡を密にし、有事には総務担当部門が中心となって外部専門機関と連携しながら対応する。

Ⅴ その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

―――

